



# 人材開発支援助成金のご案内

## 制度の概要

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を国が助成してくれる制度です。

通信制で実施するセミナーでも人材開発支援助成金の助成対象となるものがございます。詳細は管轄の労働局へお問い合わせください。

## 受給条件

- 雇用保険者の被保険者へのセミナーであること
- 事前、事後での申請が必要
- 職務に関連した知識・技能を習得させるためのOFF-JTでの訓練であること
- セミナー受講が10時間以上
- セミナー期間中も所定労働時間に労働した場合に支払う通常の賃金の額を支払っていること
- 定期的なキャリアコンサルティングの実施と規定
- 職業能力開発推進者の選任と事業内職業能力開発計画の策定・周知が必須
- 実訓練時間数の8割以上受講

### 中小企業の事業主の範囲

主たる事業	A、資本金の額 または出資の 総額	B、企業全体で 常時雇用する 労働者の数
小売業(飲食店含む)	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 助成額

※上記に該当する中小企業の助成額

1人あたり 受講費用の **45%** + 賃金助成 **800円/1時間** (事業主団体等の場合は賃金助成なし)  
 有期契約労働者(非正規雇用)の場合 60%  
 有期契約労働者を正社員化した場合 70%

### 1人あたりの経費助成限度額

2日以上の大半が  
該当する区分です

訓練区分	企業規模	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満
人材育成支援コース	・事業主 ・事業主団体等	<b>15万円</b>	<b>30万円</b>

## 申請の手順

NISSOKENの  
セミナー受講の場合

教育計画を  
立てましょう

- ※ 定期的なキャリアコンサルティングの対象時期を明記して規定すること
- ※ 職業能力開発推進者の選任が必須

訓練計画等の  
作成提出  
受講の6か月前から  
1か月前までの間に提出

セミナーの受講

NISSOKEN

必要書類の  
記名・押印依頼

- ※ 支給申請承諾書
- ※ off-JT実施状況報告書 等

支給申請書の提出  
2か月以内必須

- ※ セミナー終了日の翌日から起算

各都道府県労働局またはハローワーク

審査

支給・不支給の通知

OKだったら

支給

オンライン申請も可

初回はGビズIDの申請・取得が必要です。  
お早めにお手続きしてください。

受講の1か月前

受講の2か月後

※ NISSOKENでは、申請書類の作成や申請代行などは行っていませんが、助成金申請のご相談受付・サポートを行っております。申請手続きの必要書類、カリキュラム表などについてはお気軽にお問い合わせください。※これは助成金が必ず受け取られることを保証するものではありません。受給の確定は、受講前と後の審査後となります。制度の最新の情報は下記をご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

